

第8次宮城県地域医療計画の概要について

第8次宮城県地域医療計画の策定について

1 計画策定の趣旨

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県は、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の实情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされている。
- 同法第30条の6第2項の規定により、都道府県は、6年ごとに、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更するものとされている。
- 現行の第7次宮城県地域医療計画は、平成30年4月に公示し、令和5年度に計画期間の終期を迎えることから、今回、第8次宮城県地域医療計画を策定するもの。

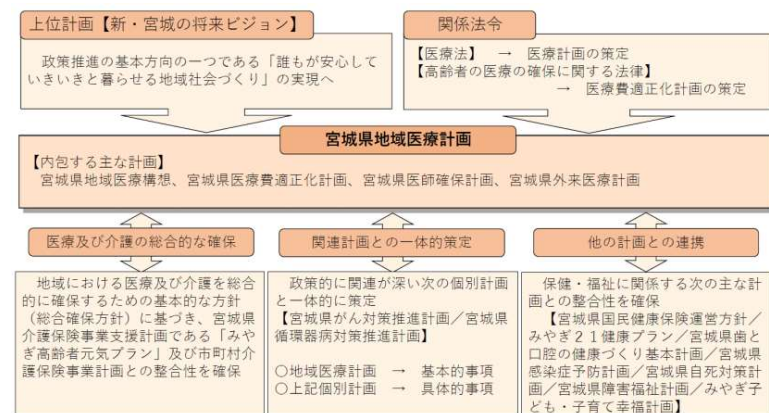
2 宮城県地域医療計画の変遷

- 第1次宮城県地域保健医療計画（昭和63年8月及び平成元年6月公示）
- 第2次宮城県地域保健医療計画（平成5年8月公示）
- 第3次宮城県地域保健医療計画（平成11年8月公示）
- 第4次宮城県地域保健医療計画（平成15年8月公示）
- 第5次宮城県地域医療計画（平成20年4月公示）
- 第6次宮城県地域医療計画（平成25年4月公示）
※平成28年11月変更（「宮城県地域医療構想」追加）
- 第7次宮城県地域医療計画（平成30年4月公示）
※第3期宮城県医療費適正化計画と一体的に策定
※令和2年3月変更（「宮城県医師確保計画」及び「宮城県外来医療計画」追加）
※令和4年9月中旬見直し（5疾病・5事業、在宅医療及び感染症対策関係）

3 計画の位置付け

医療法等の関係法令に基づき、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の未来ビジョン」に掲げる取組の実現に向けた保健医療の基本計画であり、介護保険事業計画との整合性の確保や他の保健・福祉等関連計画との連携を図りながら策定する。

<計画の位置付け（イメージ）>



4 見直しのポイント

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域医療の課題対応**
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題を検証し、5疾病・5事業及び在宅医療等の各分野における対応を追加する。
- 新興感染症への対応に関する事項の追加**
従来の5疾病・5事業に加え、新たに6事業目として新興感染症発生・まん延時における医療提供体制等に関する事項を追加する。
- 「宮城県医師確保計画」及び「宮城県外来医療計画」の医療計画への内包化**
医療計画の一部に位置付けている「宮城県医師確保計画」及び「宮城県外来医療計画」については、現行の第7次宮城県地域医療計画策定後の令和2年度に施行されたため、第7次医療計画とは独立した計画となっている。
それぞれの計画については令和5年度で終期を迎え、次期計画から第8次医療計画と同じ計画期間となることから、次期計画より第8次医療計画に内包化する。
この内包化に伴い、医療計画本文と重複する内容のスリム化を行うなど、本体計画との調和を図りながら策定していく。

5 検討体制

- 各分野において、各種協議会を設置し、専門的な見地から助言を受けた上で、医療審議会等の意見を適切に反映していく。
- パブリックコメントや法定意見聴取の実施により、県民等からの意見を広く募るほか、介護計画との整合性も図っていく。
- 地域医療構想調整会議では、今回、一体的な改定となる第2期外来医療計画の策定や、各地域の課題等を検討していく。

<検討体制のイメージ>

